

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示案新旧対照条文

一 港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百九十五号）（本則関係）  
.....  
1

改正案	現行
<p>(津波)</p> <p>第九条 <u>設計津波</u>については、既往の津波記録又は数値解析をもとに、津波高さ等を適切に設定するものとする。</p> <p>第二十二條 技術基準対象施設を構成する部材に共通する性能規定は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を構成する部材にあつては、主たる作用が<u>設計津波</u>、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。</p> <p>二 <u>設計津波</u>から背後地を防護する必要がある施設を構成する部材にあつては、主たる作用が<u>設計津波</u>又はレベル二地震動である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(防波堤の性能規定)</p> <p>第三十四條 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防波堤の性能規定にあつては、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>設計津波</u>から背後地を防護する必要がある防波堤の性能規定 <u>設計津波</u>による港湾内の水位の上昇及び流速を低減させるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。</p> <p>三 (略)</p>	<p>(津波)</p> <p>第九条 <u>津波</u>については、既往の津波記録又は数値解析をもとに、津波高さ等を適切に設定するものとする。</p> <p>第二十二條 技術基準対象施設を構成する部材に共通する性能規定は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を構成する部材にあつては、主たる作用が<u>津波</u>、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。</p> <p>二 <u>津波</u>から背後地を防護する必要がある施設を構成する部材にあつては、主たる作用が<u>津波</u>又はレベル二地震動である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(防波堤の性能規定)</p> <p>第三十四條 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防波堤の性能規定にあつては、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>津波</u>から背後地を防護する必要がある防波堤の性能規定 <u>津波</u>による港湾内の水位の上昇及び流速を低減させるよう適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。</p> <p>三 (略)</p>

四 当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤の性能規定 主たる作用が設計津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に  
応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

(防潮堤の性能規定)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い、人命、財産又は社会的経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防潮堤の性能規定にあつては、次の各号に定めるものとする。

一 設計津波又は偶発波浪から背後地を防護する必要がある防潮堤にあつては、設計津波又は偶発波浪から背後地を防護するための所要の諸元を有すること。

二 主たる作用が設計津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に  
応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

(水門の性能規定)

第四十一条 (略)

一 (略)

二 高潮、波浪及び設計津波を考慮した所要の諸元を有すること。

三 五 (略)

2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会的経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある水門の性能規定にあつては、次の各号に定めるものとする。

一 設計津波又は偶発波浪から背後地を防護する必要がある水門にあつては、越流を制御するための所要の諸元を有すること。

二 主たる作用が設計津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に  
応じて、作用による損傷の程度が限界値

四 当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤の性能規定 主たる作用が津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に  
応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

(防潮堤の性能規定)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い、人命、財産又は社会的経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防潮堤の性能規定にあつては、次の各号に定めるものとする。

一 津波又は偶発波浪から背後地を防護する必要がある防潮堤にあつては、津波又は偶発波浪から背後地を防護するための所要の諸元を有すること。

二 主たる作用が津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に  
応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

(水門の性能規定)

第四十一条 (略)

一 (略)

二 高潮、波浪及び津波を考慮した所要の諸元を有すること。

三 五 (略)

2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会的経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある水門の性能規定にあつては、次の各号に定めるものとする。

一 津波又は偶発波浪から背後地を防護する必要がある水門にあつては、越流を制御するための所要の諸元を有すること。

二 主たる作用が津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に  
応じて、作用による損傷の程度が限界値以下

以下であること。

(係船浮標の性能規定)

第五十三条 (略)

2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある係船浮標の性能規定にあつては、主たる作用が設計津波又は偶発波浪である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

(浮栈橋の性能規定)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある浮栈橋の性能規定にあつては、主たる作用が設計津波又は偶発波浪である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

4 (略)

(廃棄物埋立護岸の性能規定)

第九十三条 (略)

2 前項に規定するもののほか、廃棄物埋立護岸の性能規定は、当該施設が置かれる自然状況等に応じて、波浪、高潮、設計津波等により埋立地内の廃棄物等が場外に流出しないよう、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有することとする。

であること。

(係船浮標の性能規定)

第五十三条 (略)

2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある係船浮標の性能規定にあつては、主たる作用が津波又は偶発波浪である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

(浮栈橋の性能規定)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある浮栈橋の性能規定にあつては、主たる作用が津波又は偶発波浪である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

4 (略)

(廃棄物埋立護岸の性能規定)

第九十三条 (略)

2 前項に規定するもののほか、廃棄物埋立護岸の性能規定は、当該施設が置かれる自然状況等に応じて、波浪、高潮、津波等により埋立地内の廃棄物等が場外に流出しないよう、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有することとする。

